

急な変化を印象づける動きがある。このような場合、直近の要因に着目しがちであり、それは必要でもあろう。しかし生存戦略は短期の戦術とは違い、北朝鮮の中長期的な傾向や課題と連動しているはずである。本稿では、その観点で北朝鮮にとって重要だと思われた板門店宣言の文言を、いくつか抜き出して検討したい。太字は板門店宣言の執筆者による翻訳であり、『朝鮮中央通信』（2018 年 4 月 28 日）で伝えられた北朝鮮発表の文言に基づく。

### 非核化と核の先行不使用

**「北と南は完全な非核化を通じて核のない朝鮮半島を実現するという共同の目標を確認した。」（板門店宣言 3 条 4 項）**

板門店宣言の 1 週間ほど前、朝鮮労働党中央委員会全会会議が金正恩委員長の指導下に開催され、これまで進めてきた経済建設と核武力建設の「並進路線」に関する決定書が採択された。決定書は「北部核実験場を廃棄」と表明し、同時に「核威嚇や核挑発がない限り、核兵器を絶対に使用することはなく、いかなる場合にも核兵器と核技術を移転しない」と確認している<sup>1</sup>。

核兵器を先に使用しない、核の先行不使用(NFU: no-first use)で想定されるのは北朝鮮が核兵器国として他の核兵器国と対決している事態である。もし北朝鮮が非核国となるのなら表明すべきなのは、核使用のオプションを留保する NFU ではなく、核を持たない自らを核兵器国の核攻撃や核による威嚇の対象としないという約束、消極的安全保証

(negative security assurance) だろう。板門店宣言で北朝鮮が非核化を目指すと言った意図は何か、そのことと核実験の停止がどう関係するのかが検討されなければなるまい。

初期の核実験における中国の行動が、現在の北朝鮮と比較可能だとの見方があるが<sup>2</sup>、それは NFU との関連で説得力を持つ。中国は 1964 年 10 月 16 日、最初の核実験の実施を伝える声明を通じて、NFU 方針の採用を主張した<sup>3</sup>。同様に北朝鮮も 2006 年に最初の核実験を行うとする声明のなかで NFU の方針を明らかにしている<sup>4</sup>。そしてこの北朝鮮の声明は同時に「世界的な核軍縮と終局的な核兵器撤廃」への支持も含んでいた。その点もまた、中国が核の完全なる禁止を主張して、核実験の禁止への同意を回避したこと<sup>5</sup>と類似している。1964 年の核実験宣言に基づけば、核兵器の完全禁止を米国が拒否したが故に中国は核兵器を保有せざるを得なくなったのだった。

中国は近い将来に実現困難な課題を掲げ、核実験の停止までに核兵器国としての国際的な地位を確立した。北朝鮮はそれを先例として意識しているのかもしれない。韓国統一部による板門店宣言の英語訳と異なり、北朝鮮が『朝鮮中央通信』を通じて示した英語訳は朝鮮半島を「非核地帯」とする (turning the Korean peninsula into a nuclear-free zone)<sup>6</sup>としている。通常定義される「非核地帯」であれば、米国が韓国に提供する拡大核抑止もまた排除されかねない。

朝鮮語による板門店宣言の原文は「非核地帯」と述べていないとはいえ、その英訳は韓国が想定する

よりも厳しい非核化の要件を北朝鮮が設定しているとも示唆する。事実、2010年4月21日の北朝鮮外務省による「備忘録」は2006年の第4回六者会合共同声明が「外部の実体的な核脅威を完全に除去」することに基づき「朝鮮半島を核兵器のない地帯とする」と合意したと主張する（これもまた英語版は「非核地帯」、nuclear-free zone である）<sup>7</sup>。共同声明の文言からこのような意味を直接読み取ることにはできないにもかかわらず、米国の拡大核抑止も含みうる「外部」の核脅威の除去が合意されたと北朝鮮は主張した。2013年の『朝鮮中央通信』の論評も第3回核実験の正当性を主張するなかで、北朝鮮が長年推進してきた「核兵器がない平和地帯」のアジアにおける設置を米国が拒否したと述べている<sup>8</sup>。

### 中国を北朝鮮との提携に向かわせる

**「北と南は停戦協定締結 65 年となる今年、終戦を宣言して停戦協定を平和協定に転換し、恒久的で揺るぎない平和体制の構築のため、北南米 3 者または北南中米 4 者の会談開催を積極推進していくこととした。」（3 条 3 項）**

この条項は平和協定に関連する 3 者会合の可能性を示し、2007年の第2回南北首脳会談の共同宣言の主旨を引き継いでいる。そこに反映されているのは北朝鮮による同盟政治であろう。中国が米軍の朝鮮半島からの撤収を強く主張しないまま米国への接近を継続していた1974年、北朝鮮は初めて中国を排除する平和協定を主張した。つまり北朝鮮にとって、中国を平和協定に含むかどうかは中国と朝鮮半島の米軍に対する脅威認識を共有するかに依存する。米韓だけとの三者による会談を提唱することで北朝鮮は、中国により緊密に北朝鮮と提携するよう促しているのであろう。そのように考えられる理由は2つある。

第1に2007年の南北首脳会談で中国を排除する終戦協議が提唱されて後、実際に中国はより明確に米韓同盟に対する北朝鮮の脅威認識を共有する姿

勢を示した。第2回会談から数か月後となる2008年5月27日、中国外交部は米韓同盟を「歴史の遺物」のようなもの（歴史遺留的産物）と定義し、六者会合の議題たる「北東アジア地域安全メカニズム」が代わって機能することが望ましいとの立場を示した。第4回六者会合共同声明に基づけば、それは朝鮮半島の平和体制と密接に連動するものであり、おそらく中国は南北首脳会談での平和体制に関わる議論を意識したのであろう。1970年代の米中接近以来、中国が米韓同盟の存在理由に疑義を公に提起したのは初めてであった<sup>9</sup>。

第2に、不仲が強調されがちだった近年の中朝は実のところ、脅威認識の共有を深める傾向を維持していた。中朝メディアは確かに論争を隠さなかったが、安全保障上の提携が依存するのは対処目標たる脅威を共有することであり、相思相愛では必ずしもない。中国が繰り返し主張した非核化と平和協定を同時に推進する「双軌並行」には、同国の米韓同盟への否定的な見方が反映されていた<sup>10</sup>。2016年に中国の劉振民・中国外交部副部長は半島非核化と平和協定の並行推進を主張する際、「軍事同盟は特定の時代の産物」として米韓同盟のTHAADを例に取り上げている<sup>11</sup>。これは米韓同盟を「歴史の遺物」とした2008年の立場を再確認したものと言ってよく、北朝鮮が長年主張してきた平和体制の概念と非常に近い。

2017年の一連の対外行動において北朝鮮は、中国の米韓同盟に関する見方が近づいているとおそらく念頭に置いていた。例えば、同年8月のグアムへの威嚇は、米国の行動をもう少し見守るとの金正恩労働党委員長による立場表明<sup>12</sup>があった点で、米韓同盟に要求を押しつけようとした過去の軍事行動と類似している<sup>13</sup>。このときの軍事的威嚇は、中国が米国に「38度線の北に部隊を送り込まぬ」との約束を守れと要求して数日後に行われた<sup>14</sup>。安保理決議2371号に中国が賛意を表明することに伴う要求であり、これが決議賛同の要件だったのであろう。米国がこの約束をまもるなら、北朝鮮に対する米韓連合作戦はほとんど不可能になる。おそらく

このため米務長官が決議前に表明していたのは実のところ、米国が部隊を 38 度線の北に送る「口実」を求めないことであった<sup>15</sup>。北朝鮮のグアム威嚇のころ、中国もまた米韓同盟への厳しい要求を突きつけていたのである。

また金正恩委員長が 2018 年「新年辞」で南北会談を呼びかける 2 ヶ月前、中国は韓国にいわれる「3 不」政策、言い換えれば 3 つのレッドラインを課した。韓国側が「既存の立場」として表明したところによれば同国は (1) 米国のミサイル防衛に参加せず、(2) 日米韓協力を「同盟」とせず、(3) THAAD 追加配備をしないのだという。韓国外相がこれらを表明したのは、同様な 3 点について中国が憂慮を表明し韓国が「既存の立場」を説明した中韓共同声明<sup>16</sup>の前日である<sup>17</sup>。事実上の対韓制裁を解除する共同声明と連動する形で中国が「既存の立場」をレッドラインとするよう求めた以上、韓国は「既存の立場」を離れば再び制裁されると予見しなければならない。つまり中国は経済力を韓国への抑止力として稼働させたのである。

金正恩国務委員会委員長が、文在寅大統領との会談実施に合意した上で中国の習近平国家主席との初会談に臨んだことは、中国との提携強化で優位性を確保する戦術だったのかもしれない。在韓米軍に否定的な平和体制の概念を中国が共有しつつあることを金正恩委員長は知っていたはずである。それでも北朝鮮側は中朝首脳会談およびその後の接触において、平和体制の問題に関する協議を公にすることに消極的だった。訪中時の演説で金正恩委員長が言及したのは、平和体制ではなく「朝鮮半島情勢管理」についての両首脳による意見交換である<sup>18</sup>。中朝首脳会談に続いて両国の外相が会談した際のプレス・リリースでも、中国側が「朝鮮半島平和体制」確立に向けた意思を表明したのに対し、北朝鮮側はそのような点に言及しなかった<sup>19</sup>。これはこの後の板門店宣言で中国を排除した平和協定に関する議論の可能性が示されたことと、一貫性がある。板門店宣言の後、中朝外相は再度会談したが、平和

体制の構築について中国との意思疎通を強化すると北朝鮮側の意思表示は、中国側発表でのみ言及されている<sup>20</sup>。

### 終わらない体制間競争

#### 「北と南は南北関係を全面的で画期的な改善と発展を達成すべく、とぎれた民族の血脈を結び共同繁栄と自主統一の未来を前倒していく」(1 条)

人々の統一への熱望のなか競合する自由民主主義に吸収された東ドイツ。それと同様な運命を北朝鮮はたどっていない。理由の 1 つは人々の統一への願いに応える姿勢が、社会主義体制の崩壊につながるようなイデオロギーを構成した北朝鮮の合理性にあらう。北朝鮮も「統一」を目指すことを示さなければ正統性を維持できまいが、そのイデオロギーにおける「自主統一」とは「互いに相手方に存在する思想と制度をそのまま認定し容認」する「連邦制」である<sup>21</sup>。つまり体制が分断した状態をもって平和統一と定義されている。

北朝鮮が長期にわたって生存するためには、統一に関するいかなる南北合意でも、社会主義がいずれ自由民主主義に吸収される暫定的な体制だと見なされてはなるまい。過去 2 回の南北首脳会談共同宣言はいずれも、北朝鮮から見れば体制分立を正統なものとする「自主統一」の要素を含んでいた。2000 年における初の南北首脳会談の共同宣言は両者が「我が民族同士」の力で統一問題を「自主的に解決」と謳いつつ「南側の連合制案と北側の低い段階の連邦制案は互いに共通性があると認定」した。2007 年の第 2 回会談の宣言でも南北首脳は「我が民族同士」力を合わせれば「自主統一の新時代を開いていけるとの確信」を表明した。これにより北朝鮮はドイツ統一を半島における正統な先例としないことに成功したのである。

文在寅大統領は第 2 回首脳会談の当時、その推進で重要な役割を果たした政権幹部だったにもかかわらず、大統領就任後にはドイツ統一を前例としな

い意味での「自主統一」概念を再び受け入れるか必ずしも明確にしなかった<sup>22</sup>。2017年7月6日のベルリンにおける演説で文在寅大統領は、ドイツ統一の経験が「希望とともに我々が向かわなければならない方向」を示していると演説している。これは、同じベルリンで金大中大統領が2000年、ドイツ統一の例は朝鮮半島に適用困難だと演説したのと対照的である。このギャップを北朝鮮は見逃さなかったのだろう。『労働新聞』は文在寅大統領によるベルリン演説を「自由民主主義による体制統一」の追求だと批難した<sup>23</sup>。

板門店宣言における「自主統一」の再確認は、北朝鮮の正統性が維持できる概念を許容するよう北側が努力した結果ではないだろうか。北朝鮮の平昌オリンピック参加が合意された2018年1月9日の南北高位級会談の「共同」報道文においてすら、北朝鮮側の発表文のみが「我が民族同士」原則による南北関係の処理に言及していた<sup>24</sup>。「我が民族同士」原則は北朝鮮側において「自主統一」の基準になるものとして主張されてきたものであり、おそらく会談において韓国はそれを拒否したのであろう。

板門店宣言に至るまでの約10年間に北朝鮮は、欧州における社会主義崩壊を朝鮮半島で再現することになりかねない韓国の傾向に直面していた。第2回南北首脳会談後に就任した李明博大統領は北朝鮮の「基本的人権は人類の普遍的価値の次元から接近する」とする統一構想を示し<sup>25</sup>、南北問題が「排他的な民族主義」で解決できないとして「民族内部の問題であると同時に国際的問題と見なければならぬ」とも発言している<sup>26</sup>。北朝鮮は大統領の発言を2000年の南北首脳会談における「我が民族同士」理念への違反だと主張するとともに「反共和国人権騒動」を起こしていると強く非難した<sup>27</sup>。

基本的人権を実現しようとするとき、それに適した体制は自由民主主義である。基本的人権を東側の社会主義諸国がヘルシンキ最終文書（Helsinki Final Act、1975）で認めたことが、やがて自由民主主義を東側に浸透させ体制崩壊につながった<sup>28</sup>。この意味における「ヘルシンキ・プロセス」は南北

朝鮮の双方によって参照されてきた。

韓国が初めて賛同した2006年の国連における北朝鮮人権決議について北朝鮮は米国が旧ソ連と東欧諸国に行った「ヘルシンキ・プロセス」と同様な「人権外交」の企図であると決議を非難した<sup>29</sup>。それは翌2007年の第2回南北首脳会談でも重要な議題だったのであろう。このときの共同宣言の2条は「思想と制度の違いを超越」という「自主統一」の概念を掲げた上で、双方が「内部問題に干渉しない」と謳う。1ヶ月余り後に国連総会第3委員会採択があった北朝鮮人権決議は、韓国の盧武鉉政権内に対立を生み出した。決議に反対する統一部長官があげたという「内部干渉」になるとの理由は、共同宣言2条のことだと見てよかろう。その際に北朝鮮が伝えてきた立場も「歴史的な南北首脳会談をした後」にあってはならないというものだった<sup>30</sup>。

結局韓国は2007年のみ北朝鮮人権決議に棄権し、上述の李明博政権が発足した翌年以降は継続して賛同している。李明博に続く朴槿恵政権は「信頼プロセス」構想の推進を謳ったが、これも北朝鮮は社会主義を崩壊させた米国の「ヘルシンキ・プロセス」を朝鮮半島に適用しようとするものと批難している<sup>31</sup>。「信頼プロセス」との名称からも予想される通り、実際に韓国政府の公式説明は「ヘルシンキ・プロセス」に直接言及していた<sup>32</sup>。

板門店宣言に至るまで文在寅政権が体制を分立し続ける「自主統一」受け入れで不明瞭であったことは、弾劾された朴槿恵前大統領への強い非難を受けて発足したこの政権も過去の傾向から自由ではないことを示すのかもしれない。文在寅大統領のベルリン演説は北朝鮮住民の人権改善に向けて「国際社会とともに明確な声をあげる」とも触れている。実際に韓国は、その年の国連総会で採択された北朝鮮人権決議でも共同提案国となった<sup>33</sup>。これに先立ち統一部は「北朝鮮人権増進基本計画」に基づく執行計画を国会に報告し<sup>34</sup>、これを北朝鮮は「反共和国人権騒動」であり李明博および朴槿恵政権と違いがないと糾弾している<sup>35</sup>。

南北の合意を法制化し政権が代わっても継承さ

れるようにする必要があるのなら(ベルリン演説)、進歩系の文在寅政権も自由民主主義による統一という原則を重視する保守系の立場に充分配慮をしなければなるまい。その原則を否定する意味での「自主統一」につながる「我が民族同士」の概念は、前回の南北首脳会談の共同宣言とは異なり板門店宣言では現れることはなかった。「思想と制度を超越」といった体制分立の用語もない。

「我が民族同士」への言及がないことはおそらく、若く柔軟な金正恩委員長が過去の概念に種着しなかったことを意味しない。対話への転換を印象づける直前、2017年12月23日に金正恩委員長は労働党の末端組織である「党細胞」の大会において、自由民主主義の浸透による体制への脅威に対応していくことを強く示唆している。このときの演説で金正恩委員長は、「非社会主義的現象」を引き起こそうとする「米帝と敵対勢力」への警鐘を鳴らし、全党を「金日成・金正日主義化」するための思想教育の重要性を強調した<sup>36</sup>。それから約1週間後に金正恩委員長は「新年辞」を通じて、「我が民族同士」原則による問題解決と対話を韓国に呼びかけ、「祖国統一の新しい歴史」を作り出すと謳った<sup>37</sup>。自由民主主義の浸透という脅威が現実化し得るとの認識があったとすれば、それを防ぐ「我が民族同士」原則は統一についての議論を交わす上で重要な要求だったはずである。

『労働新聞』によれば、板門店宣言に合意した金正恩委員長の称えられるべき功績は「自主統一の新たな歴史」を切り開いたことだった<sup>38</sup>。祖国平和統一委員会(国内外への統一に関するプロパガンダ機関)も、「我が民族同士」原則に南北が高位級会談で合意した後に「自主統一の新たな頁を書いた」板門店宣言が合意されたとの統一宣伝局「詳報」を発表している<sup>39</sup>。

#### 結語：体制間競争と結合した軍事力

前年末までの約2年にわたる北朝鮮の加速的な核兵器開発は、外敵侵攻の脅威が高まった結果だっ

たとは言えない。確かに北朝鮮はイラクやリビアが侵攻された例を、核開発の正当化のために引用する<sup>40</sup>。しかし両国と異なり、ソウルを「火の海」とする能力に代表される非核の抑止力が北朝鮮にはあり、それは1993年の第1次核危機の当時から有効であった。米国が予防攻撃をできなかった最初の核危機と、状況が今も大きく変わっていないことを北朝鮮は十分に分かっていたことだろう。核兵器がなければ侵攻されるなどと北朝鮮が判断すべき合理的理由はなく、外部の脅威によって北朝鮮の核を正当化することもできない。むしろ北朝鮮は、敵対者の予防攻撃の動機を著しく高めるにもかかわらず、開発途上でまだ十分な報復力がない核と運搬手段をひけらかした。

北朝鮮は核の完成を見るまでもなく抑止に強い自信があったからこそ、核兵器開発の意図を隠さなかったと捉えるべきである。核兵器開発など北朝鮮の軍事的な行動に反映されているのは外敵ではなく、内部に潜在する体制への脅威であろう。国家のあるべき姿を充足させ、敵対勢力に対する体制の正統性を強化する政治的機能が核兵器にはあり、それを強化することは「非社会主義的現象」への懸念と一貫性がある<sup>41</sup>。

人々と軍隊が現体制を正統と認めなくなれば、外敵の侵攻がなくても、北朝鮮は内部から崩壊する。それは、軍が自由民主主義に向かう人々の蜂起に加担したルーマニアの体制崩壊と類似した事態だろう。最後に取り上げるのは、北朝鮮の軍事力が体制間の対決と結びついていることを示す板門店宣言の文言である。

**「北と南は地上と海上、空中をはじめとするあらゆる空間で軍事的緊張と衝突の根源となる相手方に対する一切の敵対行為を全面中止することとした。当面して、5月1日から軍事境界線一帯において拡声器放送とビラ散布をはじめとするあらゆる敵対行為を中止し、その手段を撤廃し今後、非武装地帯を実質的な平和地帯としていくこととした。」(2条1項)**

この条項は、北朝鮮が「水爆」実験により核兵器開発を加速し始める数か月前、2015年8月24日に南北が軍事境界線（MDL）における緊張を解消すべく合意した「共同報道文」と似ている。「共同報道文」によれば、韓国の拡声器放送中止と「同時に」北朝鮮が「準戦時状態を解除」することになっていた（2015年8月24日）。これは、韓国がかかる行動を再開した場合、北朝鮮が軍事的対応をするという報復的抑止の論理ともなっている。MDLでの拡声器放送の中断を「軍事的緊張」解消の必要要件と見なす板門店宣言も逆に言えば、韓国が拡声器放送をすれば北朝鮮が軍事的に対応する意味にもなる。

しかし実は2015年の「共同報道文」では、軍事的報復の論理に必要な因果関係を明示する「同時に」との文言が、北朝鮮側の発表にしかなかった。それも北朝鮮が要求し韓国が拒否したのであろう。これに対し板門店宣言で北朝鮮は、自由民主主義の浸透に軍事的に対応する正当性を南北合意として明確化できたと見ているのではないだろうか。板門店宣言が「軍事的緊張」の要因、つまり軍事的に対応する正当な理由となる行為として触れているのは、限定列举ではないものの具体的には拡声器放送やビラ散布だけである。それはもっぱら韓国にとってのみ効果が期待できる攻勢手段だろう。

核兵器開発の加速化による一連の軍事的緊張を終息させる板門店宣言で金正恩委員長は、それ以前にあった体制間の軍事的対決での課題に立ち戻った。そこに至るまでの過程で北朝鮮は、自由民主主義という体制への脅威を共有する中国との提携を強化する機会も得た。冷戦の敗者は今も、生存をかけて体制間競争を闘っている。

1 「朝鮮労働党中央委員会第7期第3次全員会議進行、朝鮮労働党委員長金正恩同志におかれては並進路線の偉大なる勝利を高らかに宣言なさり、党の新たな戦略路線を提示なさった」『労働新聞』2018年4月21日。本稿において引用される『労働新聞』、『朝鮮中央通信』、韓国および中国政府の

資料はそれぞれの現地語である。

2 ジェフリー・ルイス（Jeffery Lewis）の次の場におけるコメント。“North Korean Missile Lunch,” *Arms Control Wonk*, podcast, March 8, 2018.

3 Jeffrey Lewis, *Paper Tigers: China's Nuclear*

*Posture*, (Oxford: Routledge, 2014), 20-22.

4 「朝鮮外務省声明、自衛的戦争抑止力の新たな措置、今後核実験をすることとなる」『朝鮮中央通信』2006年10月3日。北朝鮮の先行不使用については、次の論考を参照されたい。倉田秀也「第3章 金正恩「核ドクトリン」の生成と展開—比較のなかの北朝鮮「最小限抑止」の現段階」『平成28年度安全保障国際シンポジウム報告書』（防衛研究所、2017年）。

5 Lewis, *Paper Tigers*, 21.

6 “Panmunjom Declaration on Peace, Prosperity and Reunification of Korean Peninsula,” *KCNA*, April 28, 2018.

7 「朝鮮外務省備忘録『朝鮮半島と核』」『朝鮮中央通信』2010年4月21日、“Foreign Ministry Issues Memorandum on N-Issue,” *KCNA*, April 21, 2010.

8 「国家の自主権主語のための実質的な対応措置」『朝鮮中央通信』2013年2月21日。

9 この点については、次の論考で過去に検討しており重複部分がある。渡邊武「韓国のみ사일防衛と同盟の地域的な役割」『ブリーフィングメモ』（2016年3月）。

10 この点と以下に述べるグアム威嚇に関連する部分は、次の議論（執筆者担当部分）に基づいている。防衛研究所編『東アジア戦略概観2018』76～80頁。

11 中国外交部「積極踐行亜洲安全觀共創亜太安全新未来—外交部副部長劉振民在“亜太地区安全架構与大国關係”国際研討会開幕式上的致辭」2016年7月9日。

12 「敬愛する最高領導者金正恩同志におかれては朝鮮人民軍戦略軍司令部を視察なさった」『労働新聞』2017年8月15日。

13 北朝鮮の軍事力の対外政策上の役割については、次の研究を参考に理解している。道下徳成『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史: 1966～2012年』（ミネルヴァ書房、2013年）。

14 SC/12945, August 5, 2017.

15 US Department of State, “Remarks at a Press Availability,” *State Department Press Release and Documents*, August 1, 2017.

16 韓国外交部「韓中關係改善関連両国間協議結果」2017年10月31日、中国外交部「中韩双方就中韩关系等进行沟通」2017年10月31日。

17 韓国国会事務局「外交統一委員会会議録（臨時議事録）」2017年度国政監査、2017年10月30日、7頁。

18 「宴会でなさった金正恩同志の演説」『労働新聞』2018年3月28日。

19 中国外交部「王毅会见朝鮮外相李勇浩」2018

年4月3日。

20 中国外交部「王毅同朝鮮外相李勇浩举行会谈」2018年5月2日、「李勇浩外相と中国國務委員兼外交部長との間の会談」『朝鮮中央通信』2018年5月3日。

21 「高麗民主連邦共和国創立方案」朝鮮労働党第6回大会報告、1980年10月10日。

22 以下、この点については次の議論に基づく。『東アジア戦略概観2018』79～80頁。

23 「朝鮮半島の平和と統一のための進路が何か明白に理解しなければならない」『労働新聞』2017年7月15日。

24 「北南高級会談進行」『労働新聞』2018年1月10日、韓国統一部「南北高位級会談共同報道文」（2018年1月9日）。

25 韓国統一部『共存と繁栄の対北政策：韓半島平和統一がいつそう近づきます』（2008年8月）7頁（韓国語）。

26 韓国文化教育観光部『李明博大統領演説文集第1巻』（韓国大統領室、2009年）53頁（韓国語）。

27 「祖平統書記局詳報、北南合意を覆す李明博一党の犯罪行為」『朝鮮中央通信』2008年7月5日。

28 Daniel Thomas, *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, (Princeton: Princeton University Press, 2001) 224-256.

29 「朝鮮中央通信社論評『人権決議』を断固として排撃する」『朝鮮中央通信』2006年11月22日。

30 宋旻淳『氷河は動く：非核化と統一外交の現場』（チャンピ、2016年）452、448～449頁（韓国語）。

31 「『韓半島信頼プロセス』を評する」『労働新聞』2013年10月24日。

32 ROK Ministry of Foreign Affairs, *Northeast Asia Peace and Cooperative Initiative: Moving beyond the Asian Paradox towards Peace and Cooperation in Northeast Asia*, 2013, p.13.

33 日本国外務省「第72回国連総会本会議における北朝鮮人権状況決議の採択」2017年12月20日。

34 韓国統一部、定例ブリーフィング、2017年9月29日。

35 「『人権』のうわべを使った体制対決盲動：朝鮮中央通信論評」『朝鮮中央通信』2017年10月10日。

36 「朝鮮労働党委員長金正恩同志におかれては朝鮮労働党第5次党細胞委員長大会にて歴史的な演説をなさった」『労働新聞』2017年12月24

日。

37 「新年辞」『労働新聞』2018年1月1日。

38 「自主統一の新たな歴史をお開になった卓越した功績」『労働新聞』2018年5月6日。

39 「絶世偉人が開いてくれた民族の和解団結と平和繁栄、自主統一の新時代：朝鮮民主主義人民共和国祖国平和統一委員会統一宣伝局詳報」『労働新聞』2018年5月13日。

40 「朝鮮中央通信社論評、水素弾次試験は平和と安全のための自衛的措置」『朝鮮中央通信』2016年1月8日。

41 核開発の背景については、次の論考で過去に

議論しており重複部分がある。渡邊武「不拡散における誘因の欠如：なぜ北朝鮮は非核化しなかったのか」『防衛研究所紀要』第19巻第2号（2017年3月）。シリアとリビアとの比較については次の英語版で触れた。Takeshi Watanabe, “Without Incentives: North Korea's Response to Denuclearization,” *NIDS Journal of Defense and Security*, No.18 (December 2017), 106. また以上の拙稿は、次の研究に多くを依存して基本的な論理を構成している。Scott Sagan, “Why Do States Build Nuclear Weapons? Three Models in Search of a Bomb,” *International Security* 21, no. 3 (1996).

## プロフィール

profile

### 地域研究部

#### アジア・アフリカ研究室

主任研究官 渡邊 武

専門分野：朝鮮半島の政治と安全保障

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。  
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。  
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29171）

FAX：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>